

# 令和4年度 教育団体助成事業募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部

この教育団体助成事業は、埼玉県内にある教育研究団体又は教育関係団体を対象に、本県教育の振興に寄与すると認められる有益な研究活動を行う団体に助成を行う教育振興事業です。令和4年度は下記要項のとおり実施します。

## 記

### 1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部（以下「当支部」という。）

### 2 助成要件

#### (1) 助成の趣旨

埼玉県内で活動する小・中・高・特別支援学校教育に関わる教育研究団体又は教育関係団体が、令和4年度に行う有益な研究活動を対象とした助成を通して学校教育の向上発展に寄与します。

#### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの

#### (3) 募集対象

埼玉県内の教育研究団体・教育関係団体

- ① 申請団体の代表者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）1年間で完了する研究活動とします。

#### (4) 募集期間

令和4年4月25日（月）～令和4年6月3日（金）

#### (5) スケジュール

- |            |              |
|------------|--------------|
| 令和4年6月下旬頃  | 選考を行います。     |
| 令和4年7月上旬頃  | 採否の結果を通知します。 |
| 令和4年10月下旬頃 | 助成金を交付します。   |
| 令和5年2月末日迄  | 成果報告書を提出します。 |

#### (6) 応募方法

##### ① 申請書作成・提出

申請書に必要事項を記入・捺印のうえ、当支部へ提出してください。

※ 申請書の様式は、当支部ホームページからダウンロードすることができます。

## ② 附属資料等の提出

ア 「団体の会則」、「役員名簿」及び「前年度の会計報告書」等を申請書と併せて提出してください。（電子データの提出は不要です。）

イ 参考資料を添付する場合は、A4判3枚以内とします。

アと同様に提出してください。（電子データの提出は不要です。）

## ③ 締切

令和4年6月3日（金）当支部必着とします。

〈個人情報の取扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

## 3 助成金額

1件当たり50万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は助成対象外とします。

- (1) 人件費（ただし、外部講師への謝礼は可とします。）
- (2) 汎用性のある機器等の購入費
- (3) 団体の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）
- (4) 旅費交通費（ただし、外部講師の交通費は可とします。）
- (5) その他研究活動との関連が希薄な講習会費、物品購入費等

## 4 選考

### (1) 選考方法

- ① 当支部教育振興事業選考委員会の選考後、当支部幹事会の議を経て支部長が対象団体を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。

### (2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性  
申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性  
申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。  
事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性  
課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性  
申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

## 5 助成対象団体の義務等

- (1) 申請書の内容に従って助成金を使用します。使用する際には必ず領収書を取り、研究活動の終了後に「成果報告書」（様式は当支部ホームページからダウンロードできます）と併せて提出してください（コピーで可とします。）。
- (2) 成果報告書の提出方法については、別途お知らせします。  
なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。
- (3) 助成金が30万円以上となる団体は、当支部と覚書を交わします。

## 6 その他の注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- (3) 万一、故意の虚偽記載や研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (5) 助成が決定した事業については、研究活動の進捗を確認することがあります。
- (6) 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、助成金を返金していただくことがあります。
- (7) 助成対象団体が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に当支部から助成を受けて行った研究の成果であることを、次の（例）のように必ず記載してください。  
(例)「本論文の作成にあたり、公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部から令和4年度教育団体助成事業の助成金の贈呈を受けました。」
- (8) 研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、当支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを、上記（7）のように必ず記載してください。

## 7 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24 埼玉教育会館7F

(担当) 教育振興・福祉課 教育研究助成係 高杉・佐藤・杉山・竹尾

TEL : 048-822-7551 FAX : 048-834-0550

E-MAIL : [saitama@nikkyoko.or.jp](mailto:saitama@nikkyoko.or.jp)

URL : <https://www.kyoko.or.jp/>